

# 令和4年第6回定例教育委員会会議録

1. 開催日時 令和4年6月29日(水)  
午後3時00分～午後4時00分
2. 開催場所 柏原市教育委員会 会議室
3. 出席した委員  
教 育 長 新 子 寿 一  
教育長職務代理 山 崎 裕 行  
委 員 田 中 保 和  
委 員 近 藤 温 子  
委 員 西 村 弥 生 子
4. 出席した職員  
教 育 部 長 福 島 潔  
福祉こども部 森 口 秀 樹  
教 育 監 中 平 好 美  
教育総務課長 栗 田 聖 子  
社会教育課長 北 西 浩 二  
スポーツ推進課長 磯 部 賢 二  
学 務 課 長 井 原 啓 裕  
指 導 課 長 小 室 吉 昭  
図 書 館 長 東 野 泰 彦  
こども施設課長 石 橋 智 成  
事務局教育総務課 塩 谷 行 由
5. 議事案件  
議案第22号 柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱・任命について  
議案第23号 柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針について  
議案第24号 令和4年度柏原市いじめ問題対応委員会の委員任命について  
議案第25号 柏原市図書館協議会委員の任命について
6. 報告事項

## 7. 会議録の承認及び会議の要旨

新子教育長： 定刻となりましたので、令和4年第6回定例教育委員会会議を開会します。  
本日の会議録署名委員は、西村委員です。よろしく申し上げます。次に、事前に送付させていただきますいております会議録につきまして、ご意見等ございませんか。

委員全員： なし。

新子教育長： それでは、会議録は承認することにいたします。本日の議事に入っております。本日は議案が4件出ております。どうぞよろしくお願ひいたします。それでは、議案第22号について、教育総務課栗田課長より説明をお願いします。

栗田課長： 議案第22号柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱・任命についてご説明申し上げます。5ページをご覧ください。令和4年度の教育委員会表彰審査委員会委員委嘱予定者は、表に記載しております5名の方々にお願ひしたいと考えております。委嘱期間は柏原市教育委員会表彰審査委員会の開催日から令和4年11月3日までを予定しております。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご質問、ご意見等ございましたらお願ひいたします。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第22号柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱・任命について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、柏原市教育委員会表彰審査委員会委員の委嘱・任命については、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第23号について、学務課井原課長より説明をお願いします。

井原課長： 議案第23号柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針についてご説明申し上げます。今年の3月に柏原市立小・中学校適正規模・適正配置審議会にて答申をいただいたことをこの場にてご報告させていただきました。その際申し上げましたとおり、パブリックコメントを実施いたしまして市民の皆様のご意見をいただきました上で、柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針案を作成いたしましたので、その経緯を説明した後、基本方針案の内容につきましてご説明させていただきます。

まず、経緯でございます。3月の教育委員会会議におきまして、審議会答申についてご説明させていただいた後、いただいた答申を基に適正規模・適正配置についてとりまとめ、基本方針案を策定いたしました。その後、田中委員にご指摘いただきました「統廃合」という文言を「整備」に改める等、文言の見直しにも配慮して策定させていただきました。そして、令和4年5月17日から6月7日まで、基本方針案を柏原市ホームページに掲載いたしまして、パブリックコメントの募集を行い、市民の皆様からご意見を頂戴いたしましたところ、ご意見を1件いただきました。

33ページをご覧ください。ご意見の主訴といたしましては、生徒数の減少が見込まれるため、柏原東小学校・堅下小学校・堅下北小学校の再編整備、堅下北中学校と堅下南中学校を統合すべきというご意見をいただきました。ご意見いただきましたことに感謝を申し上げ、適正規模・適正配置を検討するに際し、生徒数だけではなく、地域と共

にある学校、小中一貫教育の推進という観点からも検討し、今後も継続的に検討を続けることをホームページに掲載し、お伝えしております。パブリックコメントを終えまして、事務局といたしまして基本方針案の見直しを行いましたところ、以前に答申の時にお伝えいたしましたところから変更がございまして、義務教育学校の数が令和3年から令和4年にかけて1校増えておりましたので、この点を訂正することといたしました。

16ページをご覧ください。本文下から5行目「現時点で、府内の義務教育学校は政令市を除き、7校のみ」となっておりますが、「令和4年4月現在、府内の義務教育学校は政令市を除き、8校のみ」と差し替えさせていただいております。その他にしましては、基本方針案のとおりとさせていただいております。

引き続き、基本方針案の説明をさせていただきます。10ページの目次をご覧ください。基本方針の大きな流れといたしまして、第1章で策定趣旨の説明を行い、第2章では柏原市教育委員会としましての適正規模・適正配置の基本的な考え方を示しております。第3章では、児童生徒数から見た適正規模・適正配置について記載しており、第4章で今後の各中学校区別の方針を示しております。

次に15ページをご覧ください。適正規模・適正配置を検討するにあたり大事にしているものとして、生徒数だけではなく、「(1) 地域とともにある学校」「(2) 小中一貫教育に更なる推進」を重視しております。

16ページをご覧ください。上から6行目に記載のありますとおり、平成28年に制定されました義務教育学校は政令市を除き8校のみとなっており、そのメリット・デメリットについて、今後研究に取り組んでいく所存です。

17ページをご覧ください。学校規模につきまして、学校教育法施行規則において定められておりますが、「特別の事情がある時はこの限りではない」と定められております。そのため、本市では18ページの表のとおり、学校規模を定めております。小規模校であることが即再編対象ではございませんので、18・19ページに渡しまして、小規模校のメリット・デメリットにも言及しております。

次に21ページをご覧ください。表1は住民基本台帳による学校別児童生徒数と推移予測になります。令和9年度は柏原中学校、堅下北中学校以外は生徒数の減少が予想されております。

22ページをご覧ください。こちらは先程の人数を基にクラス数を予想いたしました。令和9年には小学校全学年が35人学級となっており、中学校も35人学級になっている可能性が高いことから、令和9年度は全て35人学級で算出しております。その結果、小学校ではクラス総数に変化がなく、中学校においては増学級が見込まれております。

25ページをご覧ください。こちらは2045年までを予想しました長期的な資料でございます。左側は以前の推計で、右側が最新の推計となります。一番上の柏原小学校をご覧ください。以前の推計では2030年の児童数が333名となっていましたが、最新の推計では410名となっております。柏原東小学校においても同様の推計が見られ、柏原中学校区の児童生徒数の増加が見込まれます。一方、堅下南小学校等では減少しており、1小1中である堅下南中学校区では減少が見込まれています。このように長

期的に見た場合、児童生徒数は減少傾向にあります。校区によって減少速度が急なところと、緩やかなところがございます。

29ページをご覧ください。少子化に伴う適正規模の全体的な方針といたしまして、柏原市教育委員会として審議会の答申を尊重し、当面は市内全校の現状を維持することとする旨を記載しております。この方針に基づき、各中学校区の方針をまとめさせていただきます。前回の方針と大きく変更になった中学校区についてご説明申し上げます。柏原中学校区は、前回、平成37年度に施設一体型小中一貫校を設置しますと記載しておりましたが、今回、「人口増加の可能性が高い校区であることを踏まえ、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。また、これまで進めてきた2小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究を進めます。」と記載しております。

また、国分中学校区は前回、平成43年度を目標年度とし、施設一体型小中一貫校を設置すると記載しておりましたが、今回、「令和9年度以降、児童生徒数は減少傾向にあります。学級数においては適正規模で推移する見込みとなることから、当面は現状を維持し、再編整備を行わないこととします。また、これまで進めてきた1小1中による施設分離型小中一貫教育を推進し、教育効果を一層高める取組みの研究を進めます。」と記載しております。

その他の中学校区では、大きな変更等はございませんでした。なお、ご承認いただいた後、表紙の年月を令和4年6月とし、表題からは(案)を削除し、先ほど申しました16ページの訂正した文言についても削除させていただきます。以上でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

山崎委員： 11ページについては「基本方針の策定にあたって」ということになりませんが、審議会の提言を受けて、教育委員会の基本方針が出ています。策定趣旨の中で「学校規模の適正化や適正配置の具体的な検討については、行政が一方的に進める性格のものではないことは言うまでもなく、児童生徒に関わる教育的な観点はもちろんのこと、地域コミュニティの核となる学校の多様な機能にも留意して、『地域とともにある学校づくり』の視点を踏まえた丁寧な議論が必要となります。」とまとめてあります。良い内容であり、賛成します。もし、行政が一方的に検討を進めるということであれば、例えば堅上小学校、堅上中学校、堅上幼稚園は最初に再編対象になってくるものでありますが、そうは簡単にはできないと。やはりここにあるように、地域コミュニティの核となるような学校の多様な機能というものがあるわけでして、こういう視点を、基本方針の策定趣旨としてもっておくのはとても大事なことだと思います。

15ページについても学務課長のおっしゃるとおりかと思えます。検討する際の視点ということで、ここでも「児童生徒のより良い教育環境を実現するために、児童生徒数や学級数といった側面だけでなく」という文言があって、(ウ)や(オ)で詳しく中身が書かれていくので、こちらも良い内容であると思えます。

29ページからは適正規模・適正配置の方針が出てきていますが、柏原中学校区から

はじまって、堅上中学校区や国分中学校区が出てきています。この中で柏原中学校区だけ、枠線で囲んだ中に「人口増加の可能性が高い校区であることを踏まえ」という文言があります。これは22ページの学級数の推計、あるいは25ページの児童生徒数の推計からも、柏原中学校区は児童生徒数や学級数が増加する可能性が高いということが他の校区とは違う特色であることが分かりました。そのことから、29ページの「当面は現状を維持し」ということが書いてありますが、再編整備の可能性を考えられないということだろうと思います。したがって、「当面は」という文言は削除してもよいのではと考えますが、いかがでしょうか。

井原 課長： 「当面は」と申しますのは、短期的な視点ということがございましたので、今ご指摘いただいたところで、なるほどと思う次第でございます。「当面は」という文言を削除いたします。

山崎 委員： 再編整備というのは大変なこととして、当面はしないと書いてしまうと、2～3年は再編整備をしないというような発想になってしまうので、人口増加の可能性が高い校区であるならば、「当面は」という文言は必要ないと考えます。

また、33ページのパブリックコメントに対する市の考え方ですが、児童生徒数・学級数の増減だけで再編整備というのはなかなか難しいところがあると考えます。この回答の中で、地域とともにある学校という文言や、継続的な検討が必要で概ね5年毎に見直すという文言もきっちりと入れていただいているため、この回答でご理解いただけるのではないかと考えます。以上です。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

福島 部長： 修正箇所について修正した後、再度お示しした方がよろしいでしょうか。

西村 委員： 「当面は」という文言の削除が柏原中学校区だけであれば、再度の提示は必要ないと考えます。

新子教育長： 文言の削除は柏原中学校区だけとなります。再度の提示は必要ございませんでしょうか。

委員 全員： 必要なし。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員 全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第23号柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員 全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第23号柏原市立小・中学校適正規模・適正配置基本方針については原案どおり承認することにいたします。つづきまして、議案第24号について指導課小室課長よりお願いいたします。

小室 課長： 議案第24号令和4年度柏原市いじめ問題対応委員会の委員任命についてご説明申し上げます。柏原市いじめ問題対応委員会は、柏原市の小学校及び中学校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針や、いじめに対する適切な措置に関する調査を調査する教育委員会の附属機関で、今年度もご示唆をいただきたいと考えて

おります。柏原市いじめ問題対応委員会条例第3条第2項により、別紙名簿の方々を任命したいと考えております。社会福祉士の方と、弁護士の方が新規の委員となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第24号令和4年度柏原市いじめ問題対応委員会の委員任命について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第24号令和4年度柏原市いじめ問題対応委員会の委員任命について、原案どおり承認することにいたします。次に、議案第25号について、図書館東野館長より説明をお願いします。

東野館長： 議案第25号柏原市図書館協議会委員の任命についてご説明申し上げます。令和3年4月1日付で柏原市図書館協議会委員に任命した者のうち、推薦団体において異動がありましたので、図書館法第15条及び柏原市図書館協議会条例第3条の規定により、別紙のとおり任命するものです。任命年月日は本日令和4年6月29日、任期は本日から令和5年3月31日までといたします。以上、ご審議賜りますようお願いいたします。

新子教育長： ご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

田中委員： こちらの名簿は新規の方々だけですか。

東野館長： 新規の方々のみ記載しております。

新子教育長： 他にご意見、ご質問等よろしいでしょうか。

委員全員： なし。

新子教育長： ないようでございますので、議案第25号柏原市図書館協議会委員の任命について、原案どおり承認してよろしいでしょうか。

委員全員： 異議なし。

新子教育長： それでは、議案第25号柏原市図書館協議会委員の任命については原案どおり承認することにいたします。本日の議事案件は以上でございます。

(社会教育課、こども施設課、スポーツ推進課よりそれぞれ報告)

以上で第6回定例教育委員会会議を閉会いたします。

本教育委員会会議の議事の経過に相違ないことを証するためにここに署名する。

令和 年 月 日

柏原市教育委員